

財務省

○厚生労働省告示第一号  
農林水産省

財務省

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和二年厚生労働省令第一号）第四条各号、第  
農林水産省

六条各号、第九条、第十一条、第十五条、第十七条、第十九条及び第二十三条第一号の規定に基づき、農林  
水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七条）第十五条第一項、第十六条第一項及  
び第十七条第一項の主務大臣が定める輸出先国を次のように定め、農林水産物及び食品の輸出の促進に関す  
る法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十九号）の施行の日（令和四年十月一日）から施行する  
。

令和四年九月二十六日

財務大臣 鈴木 俊一

厚生労働大臣 加藤 勝信

農林水産大臣 野村 哲郎

(都道府県知事等が輸出証明書を発行する輸出先国)

第一条 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則(以下「主務省令」という。)第四条第一号の農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(以下「法」という。)第十五条第一項の主務大臣が定める輸出先国は、次の各号に掲げる農林水産物又は食品の種類に応じ、当該各号に定める輸出先国とする。

一 畜産物 アメリカ合衆国、アラブ首長国連邦、アルゼンチン、アルメニア、インドネシア、ウルグアイ、英国、欧州連合の構成国、オーストラリア、カザフスタン、カタール、カナダ、キルギス、クウェート、サウジアラビア、シンガポール、スイス、タイ、台湾、中華人民共和国、ニュージーランド、ノルウェー、バレーン、フィリピン、ブラジル、ベトナム、ベラルーシ、香港、マカオ、マレーシア、ミャンマー、メキシコ、リヒテンシュタイン又はロシア

二 水産物 アメリカ合衆国、アルゼンチン、アラブ首長国連邦、イスラエル、インド、インドネシア、ウクライナ、英国、欧州連合の構成国、カタール、カナダ、カンボジア、スイス、スリランカ、シンガポール、タイ、大韓民国、台湾、中華人民共和国、トルコ、ナイジェリア、ナミビア、ニュージーラン

ド、ノルウェー、フィリピン、仏領ポリネシア、ブラジル、ブルネイダルサラーム、ベトナム、ペルー、香港、マカオ、マレーシア、南アフリカ共和国、ミャンマー、メキシコ、モーリシヤス、モロッコ、ラオス又はロシア

2 主務省令第四条第二号の法第十五条第一項の主務大臣が定める輸出先国は、英国、欧州連合の構成国、シンガポール、大韓民国、台湾又は中華人民共和国とする。

3 主務省令第四条第三号の法第十五条第一項の主務大臣が定める輸出先国は、中華人民共和国又は千九百四十九年のアメリカ合衆国とコスタリカ共和国との間の条約によって設置された全米熱帯まぐろ類委員会  
の強化のための条約、インド洋まぐろ類委員会の設置に関する協定若しくは大西洋のまぐろ類の保存のため  
の国際条約の加盟国とする。

(区域指定農林水産物等の輸出先国)

第二条 主務省令第九条の法第十六条第一項の主務大臣が定める輸出先国は、欧州連合の構成国又はシンガ  
ポールとする。

(都道府県知事等が適合区域を指定する輸出先国)

第三条 主務省令第十一条の法第十六条第一項の主務大臣が定める輸出先国は、欧州連合の構成国又はシンガポールとする。

(施設認定農林水産物等の輸出先国)

第四条 主務省令第十五条の法第十七条第一項の主務大臣が定める輸出先国は、次の各号に掲げる農林水産物又は食品の種類に応じ、当該各号に定める輸出先国とする。

一 農産物 タイ又は中華人民共和国

二 畜産物 アメリカ合衆国、アラブ首長国連邦、アルゼンチン、インドネシア、ウルグアイ、欧州連合の構成国、オーストラリア、カタール、カナダ、サウジアラビア、シンガポール、タイ、大韓民国、台湾、中華人民共和国、バーレーン、フィリピン、ブラジル、ベトナム、香港、マカオ、マレーシア又はミャンマー

三 水産物 アメリカ合衆国、インド、インドネシア、ウクライナ、欧州連合の構成国、オーストラリア、サウジアラビア、シンガポール、タイ、大韓民国、台湾、中華人民共和国、ナイジェリア、ニュージーランド、ブラジル、ベトナム、ペルー又はロシア

四 飼料 英国又は欧州連合の構成国

(都道府県知事等が適合施設を認定する輸出先国)

第五条 主務省令第十七条の法第十七条第一項の主務大臣が定める輸出先国は、次の各号に掲げる農林水産物又は食品の種類に応じ、当該各号に定める輸出先国とする。

一 農産物 タイ

二 畜産物 アラブ首長国連邦、インドネシア、欧州連合の構成国、カタール、サウジアラビア、シンガポール、タイ、大韓民国、バーレーン、フィリピン、ベトナム、香港、マカオ、マレーシア又はミャンマー

三 水産物 アメリカ合衆国、インド、欧州連合の構成国、シンガポール、中華人民共和国又はベトナム  
(登録認定機関が適合施設を認定する輸出先国)

第六条 主務省令第十九条の法第十七条第一項の主務大臣が定める輸出先国は、次の各号に掲げる農林水産物又は食品の種類に応じ、当該各号に定める輸出先国とする。

一 農産物 タイ

二 畜産物 タイ

三 水産物 アメリカ合衆国、インドネシア、ウクライナ、欧州連合の構成国、オーストラリア、サウジアラビア、タイ、ナイジェリア、ブラジル、ペルー又はロシア

(適合施設の認定手数料が二万九百円である輸出先国)

第七条 主務省令第二十三条第一号の法第十七条第一項の主務大臣が定める輸出先国は、次の各号に掲げる農林水産物又は食品の種類に応じ、当該各号に定める輸出先国とする。

一 農産物 タイ

二 畜産物 アメリカ合衆国、アルゼンチン、欧州連合の構成国、オーストラリア、カナダ、シンガポール、タイ、台湾、中華人民共和国、ブラジル又は香港

三 水産物 (次号に掲げるものを除く。) アメリカ合衆国、欧州連合の構成国又は中華人民共和国

四 活水産物 アメリカ合衆国又は欧州連合の構成国

五 飼料 英国又は欧州連合の構成国